

小郡市防災行政無線システム更新業務委託  
公募型プロポーザル募集要領

令和8年4月

小郡市

経営政策部 防災安全課

## 1 募集要領の定義

小郡市防災行政無線システム更新業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「本要領」という。）は、小郡市（以下「本市」という。）が小郡市防災行政無線システム更新業務委託（以下「本業務」という。）に係る業務を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本公募」という。）に当たり、本公募への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

## 2 本公募の趣旨

小郡市（以下「発注者」という）が整備した、800MHz帯デジタルMCA無線を利用した防災行政無線設備については、基幹システムであるデジタルMCA無線が令和11年5月末をもって停波することが決定している。

このため、令和7年度以降には、同システムを採用している他の自治体による更新が全国的に集中することが予想され、MCA無線に代わる新たな通信システムへの早急な更新が求められている。

本事業では、既存設備のうち活用可能な部分を一部流用することで、全体的な整備費用を抑制しつつ、MCA無線による現行システム以上の通信カバーエリアを確保し、安定運用および近年の情報伝達手段の多様化にも対応可能なIP無線を活用した新たな防災行政無線システムの再整備を実施するものである。

## 3 本業務の概要

### (1) 業務名

小郡市防災行政無線システム更新業務委託

### (2) 履行場所

- ・小郡市役所 防災安全課（本館2階） 福岡県小郡市小郡2 5 5 番地 1
- ・既存屋外拡声子局 6 1 局（別紙1参照）

### (3) 業務内容

別添「小郡市防災行政無線システム更新業務委託要求水準書」（以下「水準書」という。）に示す内容により、契約締結した再整備工事の一式

- ①親局設備等の一式
- ②屋外拡声子局等の一式
- ③既存設備の撤去等の一式
- ④Jアラート受信機等の一式

### (4) 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

※ただし、消防サイレン運用開始時期の都合上、別途指定する一部の子局については令和9年3月1日（月）より運用開始が可能となるように努めること。

### (5) 提案価格の上限

186,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上限価格は予定価格ではない。

上限価格は本事業に係る全ての費用等を含むものとし、上限価格を超えない範囲で提案見積を提示すること。

#### 4 参加資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 小郡市競争入札参加資格者名簿に登録された者。
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年小郡市告示第27号）に基づく指名停止を受けていない者（公告から受託候補者の特定の日までの期間の一部又は全部が、指名停止の期間に該当しない者）
- (4) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていない者（公告から受託候補者の特定の日までの期間内に警告又は注意を受けていない者）
- (5) 国及び県並びに地方自治体等から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 小郡市暴力団等追放推進条例及び福岡県暴力団排除条例等に規定する、暴力団または暴力団員等が関与しない団体(代表者、構成員)であること。
- (7) 国地契第91号(平成27年3月6日付け)に基づき、同一資本内での本事業への参加は自社若しくは関連会社のいずれか1社のみとする。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (10) 建設業法第3条(昭和24年法律第100号)に基づき、本店もしくは支店営業所を福岡県内に有していること。
- (11) 建設業法第3条の規定に基づく電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (12) 防災行政無線システムの主たる機器製造事業者又は、その事業者からの受給により自ら施工が出来る事業者であること。また、ひとつの機器製造事業者による複数社での重複参加を許容することはできない。
- (13) 過去10年間に、同種同規模(防災無線同報系、契約額1.5億円以上)の元請による完工実績を有していること。
- (14) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項により主任技術者（電気通信工事）を配置し、同法第7条第2号イ（学歴+実務経験）、ロ（国家資格者）、ハ（10年以上の実務経験）のいずれかに該当することが確認できる資料を提出すること。なお、配置予定技術者は、本参加資格確認申請日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

## 5 本公募に係る日程

- (1) 質疑受付期間 令和8年4月14日(火)～4月21日(火)
- (2) 質疑に対する回答期限 令和8年4月27日(月)
- (3) 参加表明書提出期限 令和8年4月14日(火)～5月1日(金)午後5時必着
- (4) 一次審査結果通知及び企画提案書提出要請通知 令和8年5月7日(木)  
～令和8年5月14日(木)
- (5) 企画提案書提出期限 令和8年5月21日(木)午後3時必着
- (6) 二次審査実施日 令和8年5月26日(火)
- (7) 二次審査結果通知及び公表 令和8年5月29日(金)

※各実施日については事務の都合等により変更となる可能性があります。

## 6 主管部署

小郡市役所経営政策部 防災安全課 防災グループ(担当:新原)  
〒838-0198 小郡市小郡255番地1 小郡市役所本館2階  
TEL0942-73-9109  
FAX0942-73-4466  
電子メールアドレス:[bousai@city.ogori.lg.jp](mailto:bousai@city.ogori.lg.jp)

## 7 参加表明書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 役員等名簿(様式第10号)
- ③ 元請実績書(任意様式)

ア 元請実績調書には、以下の項目を記載すること。

1. 元請・下請の別
2. 発注者名
3. 契約年度
4. 工事(契約)名称等
5. 工期
6. 契約金額
7. 工事概要

イ 過去10年以内の同種同規模(防災無線同報系、契約額1.5億円以上)の事業を元請により完工した実績を記載すること。

ウ ア・イの実績のCORINS等に登録された写し又は契約書の写し等を添付すること。

### ④ 配置予定技術者経歴書(任意様式)

ア 配置予定技術者経歴書には、以下の項目を記載すること。

1. 保有資格

2. 同種(防災無線同報系)の業務実績

3. 実務経験年数

4. 本業務の現場代理人との兼務の有無

イ 配置予定技術者の資格や実績を確認できる資料(資格者証の写し及び業務経歴証等)

ウ 建設業法第7条第2号イ(学歴+実務経験)、ロ(国家資格者)、ハ(10年以上の実務経験)のいずれかに該当することが確認できる資料。

⑤ 施工体制図

ア 各分野で管理を行う担当者が分かるように記載すること。

⑥ 建設業許可書(特定)の写し。

⑦ 会社の概要資料(パンフレット等)

⑧ 見積書(任意様式)

ア 防災行政無線更新費用は事業費上限額の範囲で作成すること。見積書の様式は自由とするが、設備毎(親局設備、子局設備、システム、Jアラート受信機等)に明細及び小計、合計で品目を洗い出し、その数量、単価を示すこと。

イ ランニングコストについては、見積書の様式は自由とするが、令和8年度の運用開始から10年間に必要となる全て(保守点検費、定期交換部品、電波利用料、固定使用料、無線局免許関連、機器更新等)の経費を年度毎及び10年間の費用を記載し、提出すること。

ウ スマートフォンアプリ等は、初期費用及びランニングコストの費用を別途明示すること。

エ 消費税及び地方消費税を含む。

(2) 提出期限

令和8年5月1日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

主管部署まで持参又は郵送等とする。(提出期限必着)

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

(4) その他の留意事項

① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。

③ 提出された参加表明書は、返却しない。

④ 提出された参加表明書は、提案者の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。

⑤ 提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めない。

⑥ 郵送等の通信事故において、本市はいかなる責任も負わない。

## 8 質疑応答

本要領等の内容に不明な点がある場合は、質疑書（本市指定様式）を提出すること。

### (1) 提出方法

主管部署へ持参、FAX又は電子メールにて提出すること。口頭（電話など）による質疑は受け付けない。※FAX又は電子メールにて提出した場合には、主管部署に電話で受信の確認を行うこと。

### (2) 提出受付期間

令和8年4月14日（火）～令和8年4月21日（火）午後3時必着

### (3) 質疑に対する回答

#### ① 回答期限

令和8年4月27日（月）

#### ② 回答方法

提出された質問への回答は、小郡市ホームページに一括して掲載する。個別の回答は行わない。なお、質問の内容は、本プロポーザルに係るものに限定し、それ以外については回答しない。

## 9 一次審査（書類審査）

一次審査については、提出された参加表明書等を別紙「小郡市防災行政無線システム更新業務委託提案審査基準」（以下「審査基準」とする。）に基づき、採点を行い、合計得点の結果をもって、二次審査対象者として上位4者を選定する。

ただし、二次審査対象者が4者を超えない場合であっても一次審査の合計得点が最低基準点（合計得点の6割）を満たさない場合は、二次審査対象者として選定しないものとする。

(1) 審査結果は令和8年5月14日（木）までに参加者全員に電子メールにより通知する。

(2) 一次審査については非公開で実施する。審査結果等に関する異議や質問は一切受け付けない。

## 10 企画提案書の提出手続

### (1) 提出書類

#### ① 提案書（様式第7号）

ア 表紙のみ「様式第7号」を使用すること。

イ 日本工業規格A4版・両面印刷可・長編綴じ・30枚以内（資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折りにして綴じこむこと。また、A3版については、A4版2ページ分と換算する。）

ウ 提案書は、別添の「小郡市防災行政無線システム更新業務委託提案審査基準表」の評価項目の順に沿って作成すること。

エ 提案書中に提案者のみが判別できる記載を行わないこと。

※やむを得ず使用する場合は、注釈を記載すること。

②プレゼンテーション、ヒアリングにおいて必要な書類

(2) 提出部数

原本1部、副本5部

(3) 提出期限

令和8年5月21日(木)午後3時まで

(4) 提出方法

主管部署まで持参又は郵送等とする。(提出期限必着)

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

(5) その他の留意事項

①提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者が負担すること。

②提出された提案書は、返却しないものとする。

③提出された提案書は、受託候補者の特定以外に無断で使用しないものとする。

④提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めないものとする。

⑤提案書の内容に虚偽の記載が判明した場合は、提案書を無効とする。

⑥郵便等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

## 1.1 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

二次審査については提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

(1) 実施予定日

令和8年5月26日(火)

(2) 所要時間(提案者ごとに)

準備 5分

プレゼンテーション 20分

ヒアリング 25分 合計50分

(3) 開催場所

小郡市役所(北別館2階 大会議室)

(4) 審査基準

別紙「小郡市防災行政無線システム更新業務委託提案審査基準表」

(5) 受託候補者の特定方法

①提出された提案書を基に、二次審査を通して、別紙「小郡市防災行政無線システム更新業務委託提案審査基準表」に基づき、小郡市防災行政無線システム更新業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の議を経て、当該業務について最適な者を受託候補者として特定する。

②審査委員会の審議は、非公開とする。

③基準点は合計得点の6割とし、全ての提案者の提案内容が基準点に満たない場合は、受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。

④受託候補者は、一次審査と二次審査の合計評価点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。

⑤最高得点者が2者以上いる場合、見積書の総額（イニシャルコスト・10年間のランニングコスト）が安価な者を受託候補者とする。なお、総額が同額である場合はくじ抽選を行い、受託候補者を特定する。

⑥受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に、業務委託についての交渉を行うものとする。

#### (6) 審査結果の通知及び公表

① 審査結果については、電子メールにより、提案者に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

② 審査結果（受託候補者、次点候補者、各候補者の審査得点）を、小郡市ホームページ（<https://www.city.ogori.fukuoka.jp/>）において公表する。

#### (7) その他留意事項

① プレゼンテーションの参加人数は、最大5人までとする。

② プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとする。

③ プレゼンテーションには、別紙「小郡市防災行政無線システム更新業務委託提案審査基準表」に記載の内容について重点的に説明を加えること。

④ プレゼンテーションに必要な機材等は、プロジェクター及びスクリーンを除き、提案者が用意すること。

⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が1者の場合でも行う。

⑥ 提出された提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。

⑦ 提出された提案書には、担当者の連絡先を必ず明記すること。

⑧ 提案書は業務の遂行上、知り得た内容は他人に漏らさないこと。

⑨ 情報公開請求があった場合、小郡市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

### 1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

(3) 本要領で示した、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 見積書の価格が提案価格の上限を超えていた場合

### 1.4 各関係法令の遵守

本事業については、次に掲げる法令等の要件に準拠するものとする。

(1) 電波法および関係規則、告示

- (2) 有線電気通信法および同法施行令、同法施行規則
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 電気通信設備工事共通仕様書
- (5) 日本産業規格 (JIS)
- (6) 日本電気工業会基準 (JEM)
- (7) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (8) 電気通信事業法および関係規則、告示
- (9) 建築基準法およびこれに基づく政令、省令等
- (10) その他関係法令、告示等および小郡市が定める関係条例、規則